

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令等及び 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の 一部改正について

平成 15 年 7 月
国土交通省

I. 改正の背景

海洋汚染の防止を図るため、「1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書(MARPOL73/78 条約)」には、油・有害液体物質等による汚染の防止のルールが規定されていますが、平成 14 年 9 月 26 日、MARPOL73/78 条約附属書（船舶からの汚水による汚染の防止のための規則）が発効要件を満たし、本年 9 月 27 日に発効することとなりました。また、国際海事機関の海洋環境保護委員会(MEPC)では平成 12 年 3 月 13 日、MARPOL73/78 条約附属書 の実施のための決議が採択され、この決議 MEPC88(44)に基づく規制を実施することが世界的に合意されております。

このため、MARPOL73/78 条約附属書 及び決議を国内法令で担保するため、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令等及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等を改正することが必要となっています。

改正の概要

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令等及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等について以下の改正を行います。

1. 排出規制の対象船舶、汚水の範囲並びに排出海域及び排出方法を規定(政令関係)

MARPOL73/78 条約附属書 及び決議 MEPC88(44)に基づき、航行する海域に応じて、排出規制の対象船舶、規制される汚水、排出海域及び排出方法を規定します。

- (1) (2)以外の海域(わが国の管轄下の海域を含む。) を航行する船舶については、排出規制の対象船舶、規制される汚水、排出海域及び排出方法について別表 1 のとおりとする。
- (2) 別表 2 により規制を実施する外国の管轄下の海域を航行する船舶については、排出規制の対象船舶、規制される汚水、排出海域及び排出方法について別表 2 のとおりとする。

別表 1

1) 排出規制の対象船舶

国際航海に従事する船舶であって、総トン数 400 トン以上の船舶及び最大搭載

人員 16 人以上の船舶

2) 規制される汚水並びに排出海域及び排出方法

船舶から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水(以下「ふん尿又は汚水」という。)(ふん尿等排出防止設備により処理されたものを除く。) については、すべての国の領海基線から 12 海里を超える海域において、海面下かつ航行中に排出することとする。

船舶から排出されるふん尿又は汚水(ふん尿等排出防止設備により浄化により処理されたものを除く。) については、すべての国の領海基線から 3 海里を超える海域において、海面下かつ航行中に排出することとする。

別表 2

1) 排出規制の対象船舶

総トン数 200 トン以上の船舶及び最大搭載人員 11 人以上の船舶

2) 規制される汚水並びに排出海域及び排出方法

船舶から排出されるふん尿又は汚水(ふん尿等排出防止設備により処理されたものを除く。) については、すべての国の領海基線から 12 海里を超える海域において、海面下かつ航行中に排出することとする。

船舶から排出されるふん尿又は汚水(ふん尿等排出防止設備により浄化により処理されたものを除く。) については、すべての国の領海基線から 4 海里を超える海域において、海面下かつ航行中に排出することとする。

2. ふん尿等排出防止設備にかかる技術上の基準を規定(省令関係)

MARPOL73/78 条約附属書 、 決議 MEPC88(44)及び国際海事機関(IMO)が作成した基準を満たすため、汚水処理プラントとして「ふん尿等浄化装置」、粉碎及び消毒装置として「ふん尿等処理装置」、貯留タンクとして「ふん尿等貯留タンク」及び「標準排出連結具」の技術上の基準を規定します。

3. ふん尿等排出防止設備を設置しなければならない船舶にかかる検査を規定(省令関係)

MARPOL73/78 条約附属書 及び決議 MEPC88(44)の基準を満たすため、ふん尿等排出防止設備を設置しなければならない船舶に必要な検査を規定します。

4. その他、所要の改正を行います。

． 今後のスケジュール

施 行 平成 15 年 9 月 27 日

